

⚠️！注意！ 偽アカウント・なりすまし

Aさんは、Bさんの名前と顔写真を無断で使用して別人になりすまし、インターネットの掲示板で第三者を誹謗中傷しました。

⇒ Bさんは、名誉・肖像権の侵害を受けたとして損害賠償を請求。Aさんには、慰謝料などを含めた130万6000円の支払いを命じる判決が出ました。

Cさんのところに、買った覚えのないネット通販の請求書が届きました。どうしたらよいか困っています。

⇒ 先週、Cさんは無料の占いサイトにIDとパスワードを入力していました。実はこのサイトはIDやパスワードの入力を誘導する偽サイトで、盗まれたIDやパスワードが利用され、勝手に買い物をされてしまったのです。

このような「偽アカウント」や「なりすまし」による誹謗中傷や犯罪が、毎年全国で多数報告されています。特に、SNSは一般の利用者でも簡単に書き込みができ、多くの人が利用しているため、それが「偽情報」であっても拡散されやすい特徴があります。

万が一、身に覚えのない書き込みや請求があったときの対策として、正しいものに「○」を付けてみましょう。

身に覚えのない書き込みなどがあったときは、

- () SNSの運営会社や携帯電話事業者の相談窓口に通報する。
- () ID・ユーザー名が悪用されている画像などを保存する。
- () メールアドレスなど変更できるものは変更を検討する。
- () 書き込まれた内容や日時などを保存する。
- () 保護者に相談する。
- () 警察の相談窓口相談する。
- () SNSサービス上のフォロワーや友だちに報告する。



正解は、全て「○」です。「偽アカウント」や「なりすまし」はそのままにしておくと被害が拡大する可能性があります。身に覚えのない書き込みなどがあたら、保護者に報告し、必要な情報を保存して相談窓口相談しましょう。

「なりすまし」などによる犯罪被害やSNSでの誹謗中傷が後を絶たないため、発信者を特定(情報開示)しやすくする法律などが整備されてきています。また、SNSのサービスを提供している会社では「なりすまし」を禁止し、相談窓口を設置するなどの対策を行っています。

しかし、何より大切なのは「被害にあわない対策」を知り、実行することです。次に紹介している対策の例も参考にして、安全にインターネットやSNSを使うために気を付けることを家族や友だちと話してみましょう。

<対策の例>	IDやパスワードを盗まれないように	・不審なメールのリンクは開かない ・本物のサイトかどうかを確認する
	簡単に推測されないように	・パスワードは複雑な文字列に設定する ・パスワードは同じものを使いまわさず、定期的に変更する

<相談窓口について>

総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000720649.pdf

● 不安や悩みを聞いてほしい場合 「まもろうよ こころ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

● 解決策について相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)
<https://ihaho.jp/>



「人権相談」(法務省)
<https://www.jinken.go.jp/>



「誹謗中傷ホットライン」
(セーファーインターネット協会)
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

